

議案第 4 号

飛騨市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について

飛騨市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成 29 年 2 月 27 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

設置期間が経過したことに伴う廃止

飛驒市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例

飛驒市地域審議会の設置に関する条例（平成16年飛驒市条例第38号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

飛騨市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例(案) 要旨

1 廃止の趣旨

設置期間が経過したことに伴う廃止

2 廃止の背景等

平成16年の旧2町2村の合併時において、合併前の河合村及び宮川村の区域ごとに地域審議会を設置していたが、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の規定により条例で定めていた設置期間が経過したため廃止するもの。

3 施行日 公布の日